

福井県医療審議会	資料3
令和5年8月28日(月) 19時～	

特定労務管理対象機関の指定について

- これまでの我が国の医療は**医師の長時間労働**により支えられており、今後、医療ニーズの変化や医療の高度化、少子化に伴う医療の担い手の減少が進む中で、医師個人に対する負担がさらに増加することが予想される。
- こうした中、医師が健康に働き続けることのできる環境を整備することは、医師本人にとってはもとより、患者・国民に対して提供される**医療の質・安全**を確保すると同時に、**持続可能な医療提供体制**を維持していく上で重要である。
- **地域医療提供体制の改革**や、各職種の専門性を活かして患者により質の高い医療を提供する**タスクシフト/シェアの推進**と併せて、医療機関における**医師の働き方改革**に取り組む必要がある。

現状

【医師の長時間労働】 病院常勤勤務医の約4割が年960時間超、約1割が年1,860時間超の時間外・休日労働
特に救急、産婦人科、外科や若手の医師は長時間の傾向が強い

【労務管理が不十分】 36協定が未締結や、客観的な時間管理が行われていない医療機関も存在

【業務が医師に集中】 患者への病状説明や血圧測定、記録作成なども医師が担当

目指す姿

労務管理の徹底、労働時間の短縮により医師の健康を確保する

+

全ての医療専門職それぞれが、自らの能力を活かし、より能動的に対応できるようにする

↓

質・安全が確保された医療を持続可能な形で患者に提供

対策

長時間労働を生む構造的な問題への取組

- 医療施設の**最適配置の推進**
(地域医療構想・外来機能の明確化)
- 地域間・診療科間の**医師偏在の是正**
- 国民の理解と協力に基づく**適切な受診の推進**

医療機関内での医師の働き方改革の推進

- 適切な**労務管理の推進**
- タスクシフト/シェアの推進**
(業務範囲の拡大・明確化)

→ **一部、法改正で対応**

<行政による支援>

- ・医療勤務環境改善支援センターを通じた支援
- ・経営層の意識改革（講習会等）
- ・医師への周知啓発 等

時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用（2024.4～） 法改正で対応

地域医療等の確保

医療機関が医師の労働時間短縮計画の案を**作成**

評価センターが**評価**

都道府県知事が**指定**

医療機関が計画に基づく取組を**実施**

医療機関に適用する水準	年の上限時間	面接指導	休息時間の確保
A (一般労働者と同程度)	960時間	義務	努力義務
連携B (医師を派遣する病院)	1,860時間		義務
B (救急医療等)	※2035年度末を目標に終了		
C-1 (臨床・専門研修)	1,860時間		
C-2 (高度技能の修得研修)			

医師の健康確保

面接指導
健康状態を医師がチェック

休息時間の確保
連続勤務時間制限と勤務間インターバル規制（または代償休息）

○ 医療機関において医師の勤務実態を把握します。

・ 兼業・副業について

まずは自院の労働時間の把握を。
兼業・副業先の労働時間も通算します。自己申告等で把握できる体制を。

・ 宿日直許可の取得について

まずは自院の宿日直許可の有無を確認、必要な許可は申請を。
兼業・副業先の宿日直許可の有無も自己申告等で把握できる体制を。

・ 自己研鑽の取扱いについて

自己研鑽の取扱いの明確化、ルール化を。よく話し合いを重ねて。

○ 目指す水準を設定し、必要な準備、取組を進めます。

2024年4月以降は **A水準** を目指す

令和5年度末までの医師労働時間短縮計画の作成に努める（努力義務）

※2024年4月1日より前に年間960時間超の医師がいる場合

※制度の趣旨に合った形で、実態に応じた水準を選択

2024年4月以降は **B C水準** を目指す

B

連携B

C1

C2

令和6年度以降の医師労働時間短縮計画を作成し、B C水準の指定を受ける

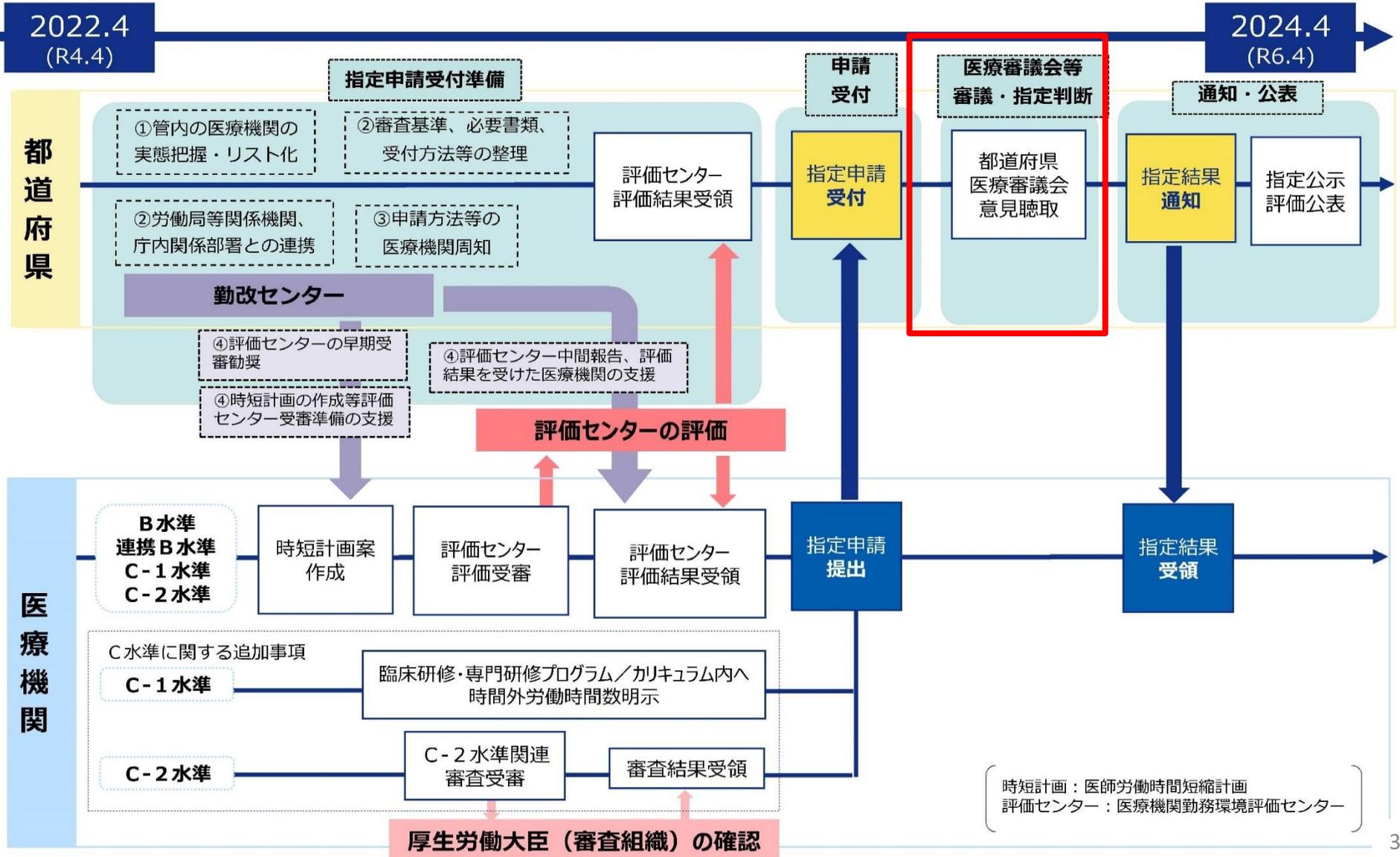
面接指導の実施

※（水準にかかわらず）月100時間以上見込みの医師に対して実施

勤務間インターバルの確保

※ B C水準の場合は“義務”、A水準の場合は“努力義務”

B C 水準の指定に係る都道府県・医療機関の手続の流れ



連携B水準（連携型特定地域医療提供機関）の指定

対象医療機関

国立大学法人福井大学医学部附属病院 連携B水準（連携型特定地域医療提供機関）の指定申請

指定要件

（略称） 令和6年4月1日施行改正医療法＝法、同施行令＝令、同施行規則＝規則

項目	具体的な要件	根拠法令
① 医療計画等との整合性	<ul style="list-style-type: none"> 連携B水準の適用が地域の医療提供体制の構築方針（医療計画等）と整合的であること 地域の医療提供体制の確保のために必要な医師の派遣に係る業務であって、副業・兼業により時間外・休日労働時間が年960時間を超えることがやむを得ない医師が在籍 	<ul style="list-style-type: none"> 法118条1項 規則87条
② 労働時間短縮計画	<ul style="list-style-type: none"> 当該病院または診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること。 次に掲げる事項が全て記載されていること。 <ul style="list-style-type: none"> （ア） 当該病院または診療所に勤務する医師の労働時間の状況 （イ） 当該病院または診療所に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標 （ウ） 当該病院または診療所に勤務する医師の労務管理および健康管理に関する事項 （エ） その他医師の労働時間の短縮に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> 法113条3項1号、法118条2項 規則82条1項
③ 追加的健康確保措置の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 法108条1項の規定による面接指導ならびに法123条1項本文および同2項後段の規定による休息時間の確保（勤務間インターバル、代償休息の付与）を行うことができる体制が整備されていること。 	<ul style="list-style-type: none"> 法113条3項2号、法118条2項
④ 労働法規違反の有無	<ul style="list-style-type: none"> 労働に関する法律の規定（労働基準法、最低賃金法のうち法施行令第14条で定めるもの）の違反に関し、刑事訴訟法の規定による送致等が行われ、その旨が公表が行われたものであって、指定申請時において送致等から1年を経過していないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 法113条3項3号、法118条2項 令14条 規則82条2項
⑤ 第三者機関による評価結果	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関勤務環境評価センター（第三者機関）から送付される評価結果を踏まえること。 	<ul style="list-style-type: none"> 法113条4項、法118条2項

要件を踏まえた具体的な検討

項目	具体的な要件	適否	理由・意見等
① 医療計画等との整合性	<ul style="list-style-type: none"> 連携B水準の適用が地域の医療提供体制の構築方針(医療計画等)と整合的であること 地域の医療提供体制の確保のために必要な医師の派遣に係る業務であって、副業・兼業により時間外・休日労働時間が年960時間を超えることがやむを得ない医師が在籍 	適	<ul style="list-style-type: none"> 福大病院から地域の医療機関に医師を派遣しており、<u>うち約半数は医師確保計画上の医師少数区域に派遣</u> 派遣医師は、1人当たり月に1～2回の手術応援に従事(<u>平均120時間／年・人の時間外労働</u>) 派遣医師は、1人当たり週1～2回、4～8時間の外来診療等に従事(<u>平均450時間／年・人の時間外労働</u>)
② 労働時間短縮計画	<ul style="list-style-type: none"> 当該病院または診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること。 次に掲げる事項が全て記載されていること。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 当該病院または診療所に勤務する医師の労働時間の状況 (イ) 当該病院または診療所に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標 (ウ) 当該病院または診療所に勤務する医師の労務管理および健康管理に関する事項 (エ) その他医師の労働時間の短縮に関する事項 	適	<ul style="list-style-type: none"> 複数の診療科の医師をメンバーとする院内WGを立ち上げ、労働時間の管理方法等の課題を検討の後、原案を全診療科医師に説明、意見聴取を実施するなど緻密なプロセスを経て策定 (ア)について、各診療科別に実績を記載 (イ)について、各診療科別にR6年度および計画終了年度(R8年度)の目標時間外労働数を記載 (ウ)について、勤怠管理システムの導入による労働時間管理、毎月の安全衛生委員会によるチェックやその他の追加的健康確保措置の実施体制を記載 (エ)について、多職種によるタスクシフトに係る取組等記載

要件を踏まえた具体的な検討

項目	具体的な要件	適否	理由・意見等
③ 追加的健康確保措置の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 法108条1項の規定による面接指導ならびに法123条1項本文および同2項後段の規定による休息時間の確保(勤務間インターバル、代償休息の付与)を行うことができる体制が整備されていること。 	適	<ul style="list-style-type: none"> 長時間労働医師に対する面接指導ならびに勤務間インターバルの確保および代償休息の付与については、具体的な実施時期を定めた上で取り組む旨の記載を労働時間短縮計画に明記しているほか、実施要綱・要領を策定し、実施に向けて必要な体制を整備
④ 労働法規違反の有無	<ul style="list-style-type: none"> 労働に関する法律の規定(労働基準法、最低賃金法のうち法施行令第14条で定めるもの)の違反に関し、刑事訴訟法の規定による送致等が行われ、その旨が公表が行われたものであって、指定申請時において送致等から1年を経過していないこと。 	適	<ul style="list-style-type: none"> 左記事実がない旨の誓約書を確認
⑤ 第三者機関による評価結果	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関勤務環境評価センター(第三者機関)から送付される評価結果を踏まえること。 	適	<ul style="list-style-type: none"> 「医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分行われており、労働時間短縮が進んでいる。」(全体評価)

県としての見解(案)

- 当該病院が担う医師派遣は、地域の医療提供体制を確保するために不可欠であり、その結果、派遣先での時間外労働を通算すると年960時間を超える時間外労働を行う医師が生じることはやむを得ない。(要件①)
- 年960時間を超える時間外労働を行う必要があるとしても、法定の要件を満たす労働時間短縮計画の策定(要件②)、追加的健康確保措置の実施体制(要件③)、労働法規違反の事実がないこと(要件④)をそれぞれ確認するとともに、第三者機関による評価も適正(要件⑤)
- 以上のことから、県としては法118条1項に基づき、福井大学医学部附属病院を連携B水準として指定を行うこととしたい。